

新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算（令和3年度 補正第7号）

[単位：千円]

No.	事業名	事業概要	予算額	財源内訳		
				国	県	町（一財）
1	<総務費／新型コロナウイルス感染症対策費> 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 （子育て世帯への現金5万円の追加給付）	【目的】 新型コロナウイルス感染症の長期化する中、子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、国が来春予定していた5万円のクーポン給付事業については現金給付とし、5万円の先行給付金と併せて10万円の現金を給付する。 【内容】 子育て世帯に対し、0歳から18歳（高校生）までの児童1人につき10万円の現金を5万円の先行給付分と併せて給付する。 ○対象者 平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童 ※所得制限有り （子育て世帯への臨時特別給付（5万円の先行給付金）と同一） ○対象児童 約1,250人 ○支給時期 先行給付分の5万円と併せて、10万円の現金を12月21日から順次支給 【事業費】62,550千円 子育て世帯への臨時特別給付金（1,250人分） 62,500千円 消耗品 50千円 【財源】子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費・事務費国庫補助金	62,550	62,550	0	
2	<総務費／新型コロナウイルス感染症対策費> 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業 （住民税非課税世帯等への臨時の一時金の給付）	【目的】 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の現金を給付する。 【内容】 ○対象者 ①令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯 ②新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、①の世帯と同様であると認められる世帯 ○対象世帯 1,000世帯 ○支給時期 予算成立後、準備が整い次第、速やかに給付開始 【事業費】102,162千円 住民税非課税世帯への臨時特別給付金（1,000世帯分） 100,000千円 システム改修費 1,512千円 職員時間外勤務手当・消耗品・郵便料・口座振替手数料他 650千円 【財源】非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業費・事務費国庫補助金	102,162	102,162	0	
3	<商工費／観光振興費> 「美し美浜の宿」お泊りキャンペーン事業増額補正 （町への観光客誘客・宿泊促進のための宿泊割引）	【目的】 美浜町への観光客誘客及び宿泊を促進するために、県のふくいdeお得キャンペーンの規模拡大(近隣府県対象等)に合わせて、「美し美浜の宿」お泊りキャンペーン事業を拡大する。 ○対象者 県のふくいdeお得キャンペーンを活用し町内宿泊施設に1人11,000円以上の宿泊をする者 ○割引額 2千円 ○拡大規模 実施期間の延長及び近隣接県を対象（3,500名分を追加） 【期間】 県のふくいdeお得キャンペーンの期間 1月31日宿泊分まで延長 【業務委託先】 （一社）若狭美浜観光協会 【事業費】7,770千円 委託料（受託事務費）770千円 宿泊割引分負担金 7,000千円 【財源】 一般財源	7,770		7,770	
合計			172,482	164,712	0	7,770